

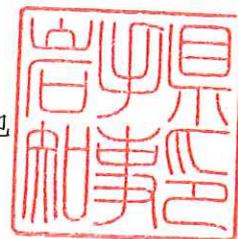
## 産業廃棄物処分業許可証

住所 岩手県宮古市大通三丁目4番19号

氏名 新興砂利株式会社 代表取締役 三浦 基広

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 令和 4年 1月29日

許可の有効年月日 令和 9年 1月28日

## 1. 事業の範囲

中間処理（破碎処理）

取扱う産業廃棄物

- ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（これらのうちコンクリートくずに限る。）
- ・がれき類（アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。）

以下余白

## 2. 事業の用に供するすべての施設

## (1) 破碎施設

ア 設置場所 岩手県宮古市大字松山第1地割48番1、岩手県宮古市千徳第11地割58番1

イ 設置年月日 平成18年12月6日

ウ 処理能力 590.58t/日 (65.62t/時間)

エ 設置許可年月日 平成18年2月14日

オ 設置許可番号 第105082-21号

カ 保管施設 別表のとおり

以下余白

## 3. 許可の条件

以下余白

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成19年 1月29日 当初許可

平成24年 1月29日 更新許可

平成25年12月13日 変更届出書受理（代表者を三浦英二から変更したこと。）

平成29年 1月29日 更新許可

平成29年 1月31日 変更届出書受理（事業の用に供する施設の設置場所を岩手県宮古市大字松山第1地割字上野48番1から変更したこと。）

令和 4年 1月29日 更新許可

以下余白

## 5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白

(以下、裏面記載)

別表（保管施設の概要）

所在地：岩手県宮古市大字松山第1地割48番1、岩手県宮古市千徳第11地割58番1

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (m <sup>2</sup> )	保管体積 (m <sup>3</sup> )	保管重量 (t)	備 考
処分のための保管	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（コンクリートくずに限る。）	1.45	100.0	123.97	291.32	屋外保管
	がれき類（アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。）	1.45	250.0	319.18	750.07	屋外保管
処分後の保管	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（コンクリートくずに限る。）	—	100.0	123.97	—	屋外保管
	がれき類（アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。）	—	250.0	319.18	—	屋外保管

以下余白